

平成27年2月23日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	オ プ ト
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長	鉢 嶺 登
	(コード番号 2389 東証第一部)	
役 職 ・ 氏 名	執 行 役 員 C F O	工 藤 正 通
電 話		0 3 - 5 7 4 5 - 3 6 1 1

会社分割による持株会社体制への移行及び 定款一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ

当社は平成27年2月23日開催の取締役会において、平成27年4月1日をもって持株会社体制へ移行するべく下記の通り会社分割（新設分割）（以下、「本新設分割」といいます。）を実施し、同日付で商号を「株式会社オプトホールディング」に変更するとともに、事業目的を持株会社体制に合致したものに変更する旨、決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、持株会社体制への移行は、平成27年3月27日開催予定の第21回定時株主総会での承認が得られることを条件に実施する予定です。

また、本新設分割は当社単独の新設分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 本新設分割による持株会社体制への移行

1. 背景と目的

当社は、これまで顧客のマーケティング支援を中心に事業展開し、新規事業や成長企業を輩出してまいりました。今後は、「事業創造プラットフォーム（※1）」として、ますます多くの成長企業を生み出すことで、当社グループ企業の増加が見込まれます。

これらの戦略遂行を一層加速し、当社グループが更なる成長を実現していくためには、各事業領域において環境変化への迅速な対応力を高めるとともに、当社グループ全体の企業価値を最大化する経営体制を構築する必要があると考え、持株会社への移行を決断することといたしました。

当社が持株会社への移行を決断する具体的な目的は、次の通りです。

(1) グループ経営の強化

グループ経営の意思決定と各事業領域における業務執行の分離により、当社グループ全体の経営効率の向上を実現させます。持株会社はグループ企業の継続的な成長を目的として、当社グループ各社による柔軟な組織運営を維持し、意思決定のスピードを高めるとともに、投資判断・再編を加速させる仕組みを構築することに注力いたします。

(2) 各事業会社の自律的経営による効率経営の実現

グループ各社に権限と責任を委譲することにより、環境変化に迅速に対応し、より一層の顧客サービス向上とコスト最適化を図ることで、グループ収益の最大化を目指します。

また、持株会社のアセットをグループ企業に提供することによって、各社が事業に注力できる環境を整えていきます。

※1 新しい事業やベンチャー企業を創出・輩出するための仕組み・組織を指します。

2. 会社分割の要旨

(1) 分割の日程

平成 26 年 12 月 31 日 株主総会基準日

平成 27 年 2 月 23 日 新設分割計画承認取締役会

平成 27 年 3 月 27 日 新設分割計画承認株主総会 (予定)

平成 27 年 4 月 1 日 分割期日 (予定)

(2) 分割方式

① 分割方式

当社を分割会社とし、新設分割設立会社 1 社を承継会社とする分社型新設分割を予定しており、現行の当社のマーケティング事業を、本新設分割により設立する「株式会社オプト」に承継させます。

(注) 当社は本件分割期日に持株会社体制へ移行し、「株式会社オプトホールディング」へ商号変更予定です。

② 当該分割方式を採用した理由

持株会社体制への移行を効率的かつ円滑に実施するため、当該分割方式を採用いたしました。

(3) 会社分割に係る割当ての内容

本新設分割に際して新設会社「株式会社オプト」が発行する普通株式 200,000 株を全て当社に割り当てます。

(4) 会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社の発行する新株予約権については、本新設分割による取扱いの変更はありません。

当社は、新株予約権付社債を発行していませんので、該当事項はありません。

(5) 会社分割により増減する資本金

本新設分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 新設会社が承継する権利義務

新設会社は、新設分割計画書に定める範囲において、分割期日における当社の分割対象事業に属する資産、負債、各種契約などの権利義務並びに従業員との雇用契約を承継いたします。

また、新設会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものとします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び新設会社においては本新設分割後も資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、並びに事業活動においても負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されていないことから、債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

3. 分割当事会社の概要

	分割会社 (平成26年12月31日現在)	新設会社 (平成27年4月1日設立予定)
商号	株式会社オプト (平成27年4月1日付で株式会社オプト ホールディングに商号変更予定)	株式会社オプト
事業内容	マーケティング事業	マーケティング事業
設立年月日	1994年3月4日	2015年4月1日(予定)
本店所在地	東京都千代田区四番町6番	東京都千代田区四番町6番
代表者	代表取締役社長 鉢嶺 登	代表取締役社長 金澤 大輔
資本金(百万円)	7,645	100
発行済株式数(株)	29,980,000	200,000
決算期	12月31日	12月31日
大株主及び持株比率	HIBC株式会社 16.34% 株式会社電通デジタル・ホールディング ス 16.34%	株式会社オプトホールディング 100%

分割会社の最近決算期間の業績

決算期	平成 26 年 12 月期
純資産 (百万円)	15,699
総資産 (百万円)	32,748
売上高 (百万円)	46,218
営業利益 (百万円)	3,879
経常利益 (百万円)	4,037
当期純利益 (百万円)	1,402
1 株当たり 当期純利益 (円)	52.20
1 株当たり 株主純資産 (円)	607.29

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

マーケティング事業

①平成 26 年 12 月期における経営成績

分割する事業の売上高 (a) (百万円)	当社実績 (b) (百万円)	比率 (a/b)
41,359	46,218	89%

②分割する資産・負債の項目及び金額 (平成 26 年 12 月 31 日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額 (百万円)	項目	帳簿価額
流動資産	9,529	流動負債	7,051
固定資産	370	固定負債	2,012
合計	9,900	合計	9,063

(注) 上記の事業における承継資産、負債の項目及び金額は、平成 26 年 12 月 31 日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日までの増減を加除した上で確定するため、実際に承継する金額は上記金額と異なる可能性があります。

5. 分割後の状況

	分割会社	新設会社
商号	株式会社オプトホールディング	株式会社オプト
主たる事業内容	グループの戦略立案および企業価値向上を目指す業務全般	マーケティング事業
本店所在地	東京都千代田区四番町6番	東京都千代田区四番町6番
代表者	代表取締役社長 鉢嶺 登	代表取締役社長 金澤 大輔
資本金（百万円）	7,645	100
決算期	12月31日	12月31日

6. 今後の見通し

本新設分割による平成27年12月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

II. 商号変更

1. 商号変更の理由

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を変更するものです。

2. 新商号

株式会社オプトホールディング（英文：OPT Holding, Inc.）

3. 新商号変更日

平成27年2月23日 取締役会決議

平成27年3月27日 定款変更承認株主総会（予定）

平成27年4月1日 定款変更の効力発生日（予定）

Ⅲ. 定款変更

1. 定款変更の目的

- (1) 持株会社体制への移行に伴い、当社の商号及び事業目的を変更するものです。
- (2) 語句訂正その他所定の訂正を加えるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、[別紙] のとおりです。

3. 変更の日程

- 平成 27 年 2 月 23 日 取締役会決議
- 平成 27 年 3 月 27 日 定款変更承認株主総会 (予定)
- 平成 27 年 4 月 1 日 定款変更の効力発生日 (予定)

以上

[別紙]

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社オプトと称し、英文では、<u>OPT, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広告、宣伝に関する企画並びに制作 2. 広告代理業 3. マーケティングリサーチ 4. 情報収集、分析及び提供業務 5. コンピュータソフトウェアのプログラム開発業務 6. 通信販売業 7. 出版業 8. 印刷業 9. 経営コンサルタント業 10. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業 11. 損害保険の代理業及び募集に関する業務 12. 生命保険の募集に関する業務 13. 貸金業 14. 旅行業代理店業 15. 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業 16. 有価証券の取得、保有、運用及び売買 17. 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運営管理業務 18. 融資、保証及び債権買取等の信用供与並びにこれらの斡旋 19. 投資顧問業及び投資業 20. 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託 21. 古物品の販売及び修理 22. 電気通信事業 23. 教育研修事業 24. 投資先の斡旋及び仲介業務 25. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社オプトホールディングと称し、英文では、<u>OPT Holding, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)次に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む)、組合(外国における組合に相当するものを含む)その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(ア) 広告、宣伝に関する企画及び制作</u> <u>(イ) 広告代理業</u> <u>(ウ) マーケティングリサーチ</u> <u>(エ) 情報収集、分析及び提供業務</u> <u>(オ) コンピュータソフトウェアのプログラム開発業務</u> <u>(カ) 通信販売業</u> <u>(キ) 出版業</u> <u>(ク) 印刷業</u> <u>(ケ) 経営コンサルタント業</u> <u>(コ) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介業</u> <u>(サ) 損害保険の代理業及び募集に関する業務</u> <u>(シ) 生命保険の募集に関する業務</u> <u>(ス) 貸金業</u> <u>(セ) 旅行業代理店業</u> <u>(ソ) 一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u> <u>(タ) 有価証券の取得、保有、運用及び売買</u> <u>(チ) 投資事業組合財産及び投資事業有限責任組合財産の運営管理業務</u> <u>(ツ) 融資、保証及び債権買取等の信用供与並びにこれらの斡旋</u> <u>(テ) 投資顧問業及び投資業</u> <u>(ト) 投融資業務の経理事務及び審査業務の受託</u> <u>(ナ) 古物品の販売及び修理</u> <u>(ニ) 電気通信事業</u> <u>(ヌ) 教育研修事業</u> <u>(ネ) 投資先の斡旋及び仲介業務</u> <u>(ノ) 本号(ア)乃至(ネ)に付帯又は関連する一切の業務</u> <p><u>(2)人材紹介業</u></p> <p><u>(3)総務、会計・経理及び調達・購買等に関する業務並びに人事、労務管理に関する業務等の代行</u></p> <p><u>(4)第1号(ア)乃至(ネ)に定める事業</u></p> <p><u>(5)前各号に付帯又は関連する一切の事業</u></p>

現行定款	変更案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式 及 び 端 株</p> <p>第6条 § (条文省略)</p> <p>第7条</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>第9条 § (条文省略)</p> <p>第10条</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者となることができる。</p> <p>第12条 § (条文省略)</p> <p>第23条</p> <p>第24条 取締役は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人 <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 § (現行どおり)</p> <p>第7条</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>第9条 § (現行どおり)</p> <p>第10条</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者となることができる。</p> <p>第12条 § (現行どおり)</p> <p>第23条</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>第34条</p> <p>第35条 監査役は、株主総会の過半数の決議によって選任する。 2 (条文省略)</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>第52条 (新設)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>第34条</p> <p>第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 (現行どおり)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>第52条</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>第1条(商号)及び第2条(目的)の変更は、平成27年3月27日開催予定の第21回定時株主総会に付議される「新設分割計画承認の件」が承認されること及び上記新設分割計画に基づく新設分割の効力が生じることを条件として、当該新設分割の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は当該新設分割の効力発生日の経過をもって削除する。</u></p>